

第2次野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱（素案）

1 目的

令和4年3月に「野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定後、5年が経過したことから、見直しを行い、第2次大綱を新たに策定する。

本市では、平成31年1月に発生した痛ましい児童虐待死亡事件を決して忘れることなく、二度とこのような悲劇が起こらないよう、児童虐待防止体制の抜本的な強化に取り組んできた。その成果として、令和6年1月の「野田市虐待防止条例」施行、令和8年4月の「野田市こども家庭センター」設置など、支援体制の充実を図ってきた。

一方、国においては、「こども基本法」の施行、「こども家庭庁」の創設、改正児童福祉法、改正DV防止法、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の相次ぐ施行により、こどもと家庭を取り巻く支援体制は歴史的な転換期を迎えている。

本大綱は、平成31年1月の事件を決して忘れず、現行大綱の成果と課題を踏まえるとともに、近年の国・県・市の動向と「野田市虐待防止条例」「野田市こども計画」の方向性を最大限に反映し、児童虐待及びドメスティック・バイオレンスの未然防止、早期発見、早期対応を図るため、実効性のある総合的な対策を推進するものである。

2 基本的視点

次の基本的視点に立ち、各般の施策を総合的かつ計画的に推進する。

(1) 児童虐待防止対策（野田市虐待防止条例に基づく総合的な虐待防止の推進）

「子どもの安全を最優先に考える」ことを基本とし、野田市虐待防止条例の理念に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に当たり、以下の施策を強力に推進する。

① 条例の理念に基づいた予防的支援

虐待防止条例が定める市民、保護者、関係機関の責務を踏まえ、虐待の発生を防ぐための予防的環境づくりに取り組む。

② 要保護児童対策地域協議会の機能強化

関係機関相互の連携強化、主担当・役割分担・支援計画の明確化により、条例に基づいた実効性のある虐待防止対策を推進する。

③ 市民・地域の参画促進

虐待防止条例に基づき、市民や地域が虐待防止の主体として参画できる仕組みを構築する。

(2) 野田市こども家庭センター（虐待防止条例に基づいた切れ目のない支援体制の構築）

統括支援員が中心となり、妊娠期からおおむね 18 歳までの全ての子どもと子育て家庭を対象に、虐待防止条例の理念を踏まえた以下の支援を実施する。

① 予防的相談・支援体制

妊娠・出産・子育て・虐待・DV などに関する相談や支援を切れ目なく行い、継続的に関わることで、子育ての孤立化を防ぐとともに、児童虐待を未然に防止する。

② 条例に基づいた早期対応

虐待防止条例が定める通告義務や支援の仕組みを活用し、早期発見・早期対応体制を強化する。

③ 連携・協力の深化

母子保健と児童福祉の連携を一層深め、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的かつ寄り添った支援に結び付ける。

(3) 配偶者暴力相談支援センター

子ども家庭総合支援課内に設置している配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV 被害女性の様々な相談に応じ、解決に向けて適切な助言・指導が行えるよう、相談窓口の周知や相談体制の充実・強化を図るとともに、緊急一時保護施設（シェルター）を有効活用しながら、相談から自立まで一貫した支援を推進する。

さらに、児童虐待事案では、DV の被害が同時に発生しているケースが多く見受けられ、児童虐待と DV は密接に関係することから、野田市要保護児童対策地域協議会の実務者会議等を活用することで関係機関との連携を強化し、情報を共有した上で各関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ適切な対応に当たる。

(4) 官民協働による包括的支援

行政単独では対応が難しい中長期的な自立支援（居住・就労・同行支援等）について、民間ステップハウスの活用実績を足掛かりとし、NPO 等との協働体制を強化する。

3 大綱の位置付け

本大綱のうち、児童虐待防止対策部分（P3～6）については、「野田市こども計画」に基づき、「児童虐待防止対策の強化」を図るための具体的な計画として位置付ける。あわせて、「野田市虐待防止条例」に基づき、虐待防止に係る実務的なルールを整備し、関係機関との連携を強化する。一方、ドメスティック・バイオレンス対策部分（P6～9）については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく「市町村基本計画」として位置付けるとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく施策推進の指針として位置付ける。

4 対象とする期間

本大綱の対象期間は、令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とする。

5 具体的展開方向

(1) 児童虐待防止対策

① 「野田市虐待防止条例」に基づく対応の徹底

ア 条例に基づく迅速かつ適正な対応

令和 6 年 1 月施行の「野田市虐待防止条例」に基づき、通告受理時の緊急受理会議の開催、原則当日中の目視による安全確認、48 時間以内の直接確認ルールの徹底を図る。状況に応じて柏児童相談所職員の同行・同席を求め、あるいは野田警察署に通報する。また、転出入に伴う支援の空白を防ぐため、関係自治体との円滑な情報共有・引き継ぎを確実に行う。

イ 虐待防止対策庁内連絡会の運用

条例に基づき設置した「虐待防止対策庁内連絡会」を定期的に行う。庁内横断的な連携体制のもと、全庁的な情報共有や課題抽出を行い、条例で定められた手続きの適正な遂行と組織的なリスク管理を徹底する。

ウ 千葉県柏児童相談所との情報交換・連携

柏児童相談所と密に情報交換を図るとともに、相談業務に必要な専門性の高い見解や援助技術についての助言や情報を取り入れる。また、定期的に意見交換会を開催し、児童虐待対応における課題や連携方法について協議し、相互理解と連携強化を図る。令和 9 年度の柏児童相談所新設に伴い、野田市を含む 3 市を管轄する体制となることで、野田市の児童福祉課題への集中的かつ迅速な対応が期待されるため、情報共有をより一層密にし、切れ目のない支援体制の構築を図る。

また、柏児童相談所との連携に特化した「野田市児童虐待防止対応マニュアル（児童相談所編）」については、毎年度見直しを検討し、必要がある場合には関係機関で協議の上、随時、修正や追加等を行う。

エ 要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理

個別支援会議は、児童と家庭の状況を多角的な視点から把握し、支援の質を高めるための重要なツールとして積極的に活用する。支援の必要性が認識された案件については、躊躇なく速やかに個別支援会議を開催し、関係機関による情報共有、支援方針の検討、支援スケジュールの確認等を行うことで、多機関が連携した効果的な支援を実現する。これにより、支援計画の精度を高め、児童虐待の重篤化を防ぐとともに、支援の網からこぼれることのないよう継続的に支援する。

また、実務の中心的役割を担う実務者会議においては、毎月、全ケースの情報共有を図る。その中で、個別支援会議の開催対象となる案件の選定や、支援の進捗管理を行い、個々の案件に対する主担当の決定、具体的な支援方針の策定、役割分担の明確化を継続的に行う。

オ 進行中の児童虐待事案について学校等との定期的な情報共有

教育委員会指導課内に設置した子ども家庭総合支援課分室及び同支援課の子ども家庭支援員が、小中学校、幼稚園、保育所等を巡回訪問する。また、要保護児童対策地域協議会で進行管理している子どもにつき、毎月 1 回所属する学校等に対し、欠席状況や気になる点などを記載した情報提供カードの提出を依頼し、情報共有の強化を図る。

カ 民生委員・児童委員地区定例会での情報共有

毎月開催される民生委員・児童委員 8 地区の定例会に子ども家庭総合支援課職員が出席し、進行管理中の要保護児童等の情報共有を図り、地域との連携による見守りを強化する。

キ 「野田市児童虐待防止対応マニュアル」の改訂

児童相談所編を始めとする各マニュアル（学校編、保育所・認定こども園・幼稚園・学童保育所編、母子保健編、警察編）については、今後も毎年度見直しを検討し、必要がある場合には随時、修正や追加等を行う。

② 野田市こども家庭センター

ア 包括的な相談支援体制の構築

児童福祉法に規定されるこども家庭センターとして、妊娠期から 18 歳まで、全ての子どもとその家庭を対象に、母子保健と児童福祉の両面から切れ目なく支援を行う。親子交流スペースの活用等により相談のハードルを下げ、孤立を防ぐとともに早期発見・予防に努める。その上で、国のマニュアルを基準としつつも、本市の地域特性や課題を踏まえ、真に支援を必要とする家庭を見逃さない、市独自の実効性ある支援を展開する。

イ 統括支援員の役割と連携

統括支援員が中核となり、各ケースの課題を精査する。国の枠組みを補完し、本市として「今、何をすべきか」を主体的に判断することで、支援の空白や遅れを徹底的に排除する。

母子保健部門と児童福祉部門の密接な連携を図るほか、要保護児童対策地域協議会等の関係機関とのネットワークを強化する。支援の質の向上と迅速な対応のため、統括支援員が中心となって情報共有と役割分担を明確化する。

ウ 巡回相談等

市内の学校、幼稚園、保育所、学童保育所、子ども館等で巡回相談を実施し、

こども家庭センター事業を周知する。巡回先の職員や子ども、保護者から直接話を聞くことにより、身近な相談者として寄り添う支援に結び付ける。

エ ヤングケアラー等、潜在化しやすい課題への対応

ヤングケアラーの早期発見には、子どもと日常的に接する学校職員の理解と気づきが不可欠である。このため学校職員を対象とした研修を継続的に実施し、ヤングケアラーの特性や支援の必要性、適切な相談機関へのつなぎ方について理解を深める。

また、年2回子ども家庭総合支援課分室が小中学校を巡回訪問し、相談支援体制の周知を行うとともに、教職員との情報共有や個別の事例検討を行い、早期の把握と切れ目のない支援に努める。

オ 切れ目のない相談支援体制の推進

母子保健と児童福祉の連携を一層深め、必要に応じてサポートプラン等を活用しながら、個々の家庭状況に寄り添った継続的な相談支援を行う。適切なアセスメントに基づき、各種福祉サービスや支援制度の利用につなげるなど必要な支援を積極的に提供する。

また、育児不安の解消や家庭の孤立防止を図り、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実を推進する。

③ 虐待防止のための支援体制

ア 子育て世帯訪問支援事業（育児支援家庭訪問事業）

保健センターの乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業と連携する。支援が必要なケースで、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に支援員を派遣し、過重な育児ストレスが掛かる前の段階において育児・家事の援助等を行う。出産直後の育児不安や母親の孤立感を緩和することで、虐待の防止につなげる。

イ 養育支援訪問事業

育児不安や孤立感の強い家庭や、虐待リスクが懸念される家庭に対し、保健センター母子保健係の保健師が直接家庭を訪問する。家事・育児に関する指導や相談を通じて保護者の育児負担を軽減し、養育環境の改善を図る。

また、訪問によって把握した家庭状況や変化については子ども家庭総合支援課と密に連携・共有し、こども家庭センターとして虐待の予防、早期発見、家庭機能の回復に向けた支援を継続的に実施する。

ウ 子育て短期支援事業

保護者の入院などにより家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合、委託先の児童養護施設晴香園で宿泊又は日帰りで一時的に子どもを預かる。保護者の育児疲れによるレスパイト利用を推進することで、虐待の防止につなげる。

今後は、より家庭的な養育環境の提供を推進するため、委託先として里親家庭の活用に向けた調整を進め、さらなる支援体制の充実を図る。

エ 社会的養護の推進と自立支援

家庭での養育が困難なこどもに対し、県（児童相談所）や児童養護施設等と連携し、社会的養護への円滑なつなぎを行う。また、市として里親制度の普及啓発を行うとともに、施設退所後や里親委託終了後のこども・若者の自立に向けた切れ目のない支援（アフターケア）を推進する。

④ 児童虐待防止のための啓発活動

ア 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

24 時間つながり、通話料無料の全国共通ダイヤル「189」について、更なる周知の拡大と継続的な広報に努める。

イ 児童虐待防止推進月間

11 月の児童虐待防止推進月間において、国や県が作成したポスター・チラシの配布、啓発懸垂幕を市役所及びいちいのホールに掲示する。また、まめバスへの啓発物資（バスマスク）の掲示や市内行事での啓発物資配布等を行い、地域に対する啓発活動を行う。

これまでも継続して同様の啓発活動を実施してきたが、児童虐待防止に関す

る周知や理解が十分に行き届いているとは言えない状況であることから、従来の手法に加え、社会情勢や情報発信の変化を踏まえた新たな手法を積極的に取り入れながら、効果的な広報・啓発に努める。

(2) ドメスティック・バイオレンス防止対策

① ドメスティック・バイオレンス相談体制の充実

ア 相談、保護から自立まで一貫した支援

配偶者暴力相談支援センターとして、被害者の意思を踏まえた上で最善の支援策や法制度を教示するとともに、行政支援が必要な場合には市職員が適切な窓口へ同行し、きめ細かな支援を行う。関係機関と連携し、相談、保護から自立まで一貫した支援を行う。また、つながりが途切れないよう次回の相談日を決めることで、徹底した寄り添い型の支援を行う。非身体的暴力についても、法益侵害の程度や被害者に与えるダメージは身体的暴力と変わらないことから、重篤度を踏まえて対応する。

イ DV 対応について

被害者に逃げるか否かを選択させる前に、まずは精神的なサポートを充実させ、本人が自分のために意思決定できる支援体制を確立する。また、被害者が逃げない選択をした場合でも、安全を確保できる手段を併せて検討した上で支援を行う。

② 安全確保のための支援

ア 緊急時の安全確保及び一時保護

保護を求めた時点から入所するまでの安全確保を図り、緊急に保護する必要がある場合には、DV 防止法に基づき被害者と同伴家族を緊急一時保護施設（シェルター）で保護する。令和 7 年 7 月に策定した「野田市緊急一時保護施設（シェルター）入退所対応マニュアル」については、運用状況や課題等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。

イ 広域的な対応

広域的な対応として、千葉県女性サポートセンター及び埼玉県婦人相談センターと一時保護委託契約を締結し、市民以外の被害者も柔軟に受け入れる。

ウ 保護命令に関する支援

加害者が被害者等に近づくことを法的に禁止する保護命令に関して、申立てに関する情報提供や手続支援を行う。改正 DV 防止法（令和 6 年 4 月施行）による「精神的 DV」の保護命令対象拡大を踏まえ、迅速な対応と支援の強化に努める。

エ 加害者の追跡から逃れるための支援

加害者から追跡のおそれがある場合には、居所を知られることなく新しい生活ができるよう、住民基本台帳の閲覧制限や健康保険の扶養脱退などの手続を支援する。

③ ドメスティック・バイオレンス被害者支援のための連携体制

ア 児童虐待と一体化した重層的支援体制の確立

DV と児童虐待が密接に関係していることを踏まえ、一体化した相談及び支援を推進する。また、野田市要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し、情報を共有した上で、各関係機関が役割を果たしつつ適切な対応に当たる。

イ 関係機関との連携体制の構築

市が配偶者暴力相談支援センターとして主体的に取り組むため、日々の相談、保護、自立支援等の様々な段階において「野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会」による連携体制の強化を図る。

④ ドメスティック・バイオレンス被害者支援施策

ア 精神的支援

緊急一時保護施設入所中や支援中に、精神的・心理的なケアが必要な被害者に対しては、心理士によるカウンセリングを実施する。

イ 緊急生活支援資金助成金

所持金を持たない緊急一時保護施設入所中の被害者に対し、自立の際に必要な経費（相談、保護命令申立て等）に充当するための助成を行う。

ウ ステップハウスの活用

DV 被害者が一時保護施設を経て自立する際の中間施設として、従来は市営住宅を目的外使用する運用を行っていたが、利用実績がないため令和 6 年度をもって廃止した。今後は、支援員によるサポート体制が整った民間団体等の資源を活用し、被害者の状況に応じた自立支援の在り方を改めて検討する。

エ 市営住宅における入居資格条件の緩和

緊急一時保護施設に入所していた被害者（市民）で、離婚が成立していない場合においても、ひとり親家庭と同等に市営住宅入居者選考時の住宅困窮度表において加点を行う。

オ 同行支援

相談内容に合わせ、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整にとどまらず、配偶者暴力相談支援センターとして総合的にコーディネートした上で、民間団体と役割分担を明確にして同行支援に努める。

カ 就業支援

自立支援において重要となる就業・居住支援に関し、市独自の職業無料相談所や公共職業安定所の活用を図るとともに、民間団体の情報収集力を活用し、早期の就職を促進する。

キ 生活保護等の社会保障制度との連携

経済的支援と生活の安定化を図るため、生活保護等の社会保障制度との連携を強化する。

ク 健康管理・医療支援

心身の健康回復と医療へのアクセス支援を推進する。

ケ 支援調整会議

要保護児童対策地域協議会の実務者会議並びに個別支援会議及び社会福祉法に規定する重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用し、支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報交換を行うとともに、女性への支援内容に関する協議を行う。既存の会議体を活用し、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第 15 条に規定する支援調整会議として位置付け、適切かつ円滑な支援を推進する。

⑤ ドメスティック・バイオレンス防止のための啓発活動

ア 関係法令・各種支援策の周知

市ホームページ等を活用し、DV 防止法を始めとする関係法令や各種支援策の周知、啓発を行う。改正 DV 防止法による「精神的 DV」の保護命令対象拡大等、最新の情報提供に努める。

イ 若年層への啓発活動（デート DV 防止等）

従来の講演会に加え、若年層の生活導線に寄り添った取り組みを推進する。DX の推進や身近な相談窓口へのアクセスを容易にする「啓発カード」を配布し、早期に相談機関へつながることができる環境を整備する。これにより、対等で尊重し合える人間関係の構築を促すとともに、相談の心理的ハードルを下げ、潜在的な被害の把握と未然防止に努める。

ウ 研修の実施

支援に携わる職員等を対象に、暴力とその影響等について理解を深め、被害者の視点に立った支援や適切な相談対応方法を習得するための研修を年 2 回以

上実施する。

エ 相談窓口の周知

公共機関、駅、店舗等の女性トイレに DV 相談プレートを設置し、野田市配偶者暴力相談支援センターの周知を図る。また、内閣府の DV 相談ナビ「#8008」の周知を図る。